

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成22年12月14日(火) 午前10時00分～午後1時41分  
(休憩 午前11時16分～午後1時35分)

会 場 委員会室

### 1. 出席者

1 番 幸前信雄、 2 番 杉浦辰夫、 5 番 鈴木勝彦、  
9 番 神谷ルミ、 10 番 寺田正人、 14 番 井端清則、  
16 番 神谷 宏、 18 番 小野田由紀子  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

な し

### 3. 傍聴者

3 番 杉浦敏和、 8 番 内藤皓嗣、  
12 番 水野金光、 13 番 内藤とし子、 15 番 岡本邦彦、  
17 番 小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長（午後より出席）、経営戦略GL、  
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、  
収納GL、収納G主幹  
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、上下水道GL、  
地域産業GL、  
行政管理部長、人事GL、行政契約GL、情報管理GL  
会計管理者、監査GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第 5 1 号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 5 2 号 高浜市職員の勸奨退職者に対する退職手当の特例に関する条例の廃止について
- (3) 議案第 5 3 号 高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度高浜市一般会計補正予算 (第 3 回)
- (5) 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 回)
- (6) 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 回)
- (8) 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 回)
- (9) 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度高浜市水道事業会計補正予算 (第 2 回)
- (10) 陳情第 1 3 号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (11) 陳情第 1 6 号 商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充についての陳情
- (12) 陳情第 1 7 号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情
- (13) 陳情第 1 8 号 高浜市商工会加入を支援する条例等の制定促進についての陳情
- (14) 陳情第 1 9 号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情
- (15) 陳情第 2 0 号 住宅リフォーム助成制度を求める陳情

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る12月10日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案8件及び陳情6件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦辰夫委員を指名いたします。それでは当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（行政管理部） 特にございませぬ。

《質 疑》

(1) 議案第51号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部改正について

問(14) 今回の提案というのは、提案理由の中身に書いてありますように、都市計画区域の変更に伴って、区域名を改めるということですが、この中身については、従来でしたら5市で区域決定をしておいた、つまり当市を含めて、知立、安城、碧南、刈谷と、この区域を一くくりにして、衣浦東部都市計画区域と三高駅前周辺地区計画ですか、こういう名称で行っておいたと。そのものを今回の区域名への変更に伴って、より広域的にしたということで、5市から7市4町に変わると。この7市の中には岡崎市が入る、さらには西尾市が入るといふことで、さらには町としては幸田町や幡豆町というところまで含まれて、今よりもより広域的な区域を一つに束ねて、今後の都市計画の推進に

当たるという内容ですけれども、それで今度区域変更に伴って、高浜市にとってどういうメリットがあるのかという点では、どういうふうに当局のほうは考えているのでしょうか。

答（都市整備）　メリットなんですけれども、土地利用や道路だとか公園の土地、施設について、一体の都市視点から効果的、効率的なネットワークや機能配置を行うことで、良好なまちづくりと財政負担や環境負荷の軽減を図ることが可能となるということで、六つのほうに分けております。

問（14）　都市計画そのものについてはね、都市の整備を促進していくという、そういう側面あるいは治水対策等々の事業にも当たっていくという点で理解はしておりますけれども、新たに発生する道路については、これは例えばよその町でね、そういう計画があるのかどうかという点ではいかがですか。

答（都市整備）　広域的に見ますと岡崎に公園だとか、それと碧南市に大きな公園ができるだとか、いろんな大きな各所に道路網も発達しておりますので、それに20年先を予定してみますと、そういった状況でなると思います。

問（14）　私は治水や公園整備でね、住民にとってその地域で住みやすい環境をつくっていく点ではね、これはまさにその方向で私どもも賛成できる部分がありますけれども、その一方でいわゆる大型の開発、道路を中心とした高規格道路だとかあるいは幹線道路まで含めて、この都市計画の中に入ってくるわけですね。それがこの高浜市との関係の中で、メリットが非常に高いということで、この区域を一円としての、そこに加わっていくということであればね、それは大変わからない話でもないわけですが、しかしながら具体的に考えた場合、そのどこかの町で新たな財政支出をして、都市整備を図っていく、そのことが高浜市とのかかわりの中で、市民の皆さんたちにとってね、こういう施設ができたから非常にありがたいな、あるいは日常的にその所に行って使うと、利用しようということにはね、なかなかかなりえない計画になっているというふうに思うんですね。新たな問題として、こういったことがあるからということであれば、一度それをお示しをしていただきたいなというふうに思いますけれども、心配されるところは、私どもが常々言うております、より広域的にくくって、行政を行っていくというところは、つまりは道州制の方向に結び付けていく。いわば先取りの感じがしないわけでもない。この種の広域化というのは、

そういった視点で見ることも非常に大事だということを使うんですけども、そういったことでの考え方というのはどういうふうに持ち合わせているのか、一度聞いておきたいなというふうに思います。

答（都市政策部） ただいまの街路の件でございますが、きっと名浜道路等の高規格道路のことをお聞きになられているかと思うんですが、こういった高規格道路につきましては、今言いました今回の西三河だけではなくて、東三河とか知多、いろんなところに大きく影響するような道路であると思います。名浜道路の負担金の時にもちょっとお話しましたが、名浜道路がまだルートははっきりしてないんですが、高浜市にかからなければ関係ないとかそういうことではなくて、やっぱり419から247号、それで名浜道路というふうになりますので、高浜市民にとってもより、例えば中部の国際空港に行くについても、便利になるじゃないかとか、そういった利点はあるじゃないかなというふうにとらえております。それと今の六つの都市計画区域に変わるわけですが、あくまでも皆さんにとって一番わかりやすい知多、尾張、名古屋、西三河、東三河、それに豊田が加わるということで、結構わかりやすい区域ではないかなというふうに思っております。

問（14） 区域がわかりやすい、わかりにくいというくくりでね、加わってくるというのはね、それはちょっと次元的には違った話なんで、やはりその区域を改めることによって、高浜市と市民の皆さんたちにとってどういう利点、あるいは使いやすさというところ、より環境的に住みやすくなるのかどうか、という視点で見るべきだというふうに私は思うんですね。それからもう一つは、広域化をすることによって、例えば今、知立土木は知立にありますよね。この界隈の道路にかかわるような問題、そこで引き受けていると。岡崎にも西三事務所、またもう一つは西尾ですかね、支所みたいなのがあると思っておりますけども、そういったところが、今度はその区域が一くくりになることによって、事務の合理化なんていうことが叫ばれている中でね、これは事務所等が統合していく方向にもなるというふうに考えられるわけですね。そうすると、より身近で近場で利用できた知立事務所の関係が、言ってみれば市民からするとどっかへ事務所が持っていかれてしまいますとね、より効率的の名によって、住民サービスが低下をしていくということにもつながっていく問題もあるわけです

ね。したがって、そういうことも含めると、その広域化というのは、市民の皆さんたちにとってもあまりメリットがない、加えてよりサービスの低下も懸念されるということでは、慎重に構えんといかんじゃないのかなと思いますけども。その事務所等の問題についての今後の統廃合については、何か計画上示されたものがあるのかどうかですね、この点いかがですか。

答（都市政策部） 委員も御承知のとおり、例えば土木事務所でいいますと、私たちが当初役所へ入った時は岡崎土木という一本でございました。それが知立建設と岡崎というふうになんか分かれたわけですが、そういった経過からしても、すぐにそういうような話が、合併というんですかね、今おっしゃったようなことが、あるかないかということですが、そういった話は私どもものほう、県のほうからは一切聞いておりませんので、ないというふうにとらえております。

問（9） 今回区域名を改めるということですがけれども、高浜市の地区計画区域内において、著しく不利益をこうむるような地権者の方は確認とかそういうのはされていますか。

答（都市整備） そういうことはありません。

## （2）議案第52号 高浜市職員の勸奨退職者に対する退職手当の特例に関する条例の廃止について

問（2） 三つほどお願いいたします。これについてはですね、提案説明においてもありましたけど、この条例廃止の理由の一つとしてですね、制度発足以来の実績が少ないという説明がありましたけど、制度発足から現在までの実績数としてはどれほどあったかお願いいたします。

答（人事） この制度、平成12年度に始まっておりますけれども、この制度発足時から本年度までの11年間の実績といたしましては、5人となっております。

問（2） 今の特例の適用を受けた5人の職種という感じになってくると思うんですけど、この5人の職種の男女比とか平均年齢とかですね、それがわかればお願いいたします。

答（人事） まず職種といたしましては、一般事務職が2人。それから保育士、

幼稚園教諭職が3人となっております。男女別では、全てが女性でございます。年齢といたしましては、47歳から59歳で、平均年齢が50歳となっております。この59歳というのは、通常では年齢的には通常の勸奨退職が適用されますけれども、この方におかれましては、勤続年数が24年と、通常の勸奨退職に1年満たないということで、特例の適用となっております。

問（2） 最後に、今回の廃止に向けて、職員にどのような周知、説明をしたか、また職員組合の合意を得ているかどうか、お願いいたします。

答（人事） まず職員組合の合意ということでございますけれども、今年4月の9日に職員組合の正副委員長3人に対しまして、説明をし、了解をいただいております。その月の14日に、部長会において報告した後に、対象者全員に対しまして、文書でもってその旨を通知するとともに、今回の特例適用の申し出期限というのを、通常年よりも一月半遅らせまして、6月末とする措置を講じております。

（3）議案第53号 高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

問（2） 今回、総括で一部ちょっと重なる部分があるかと思いますが、改めてちょっと確認の意味もあってお聞きします。監査委員が日額報酬になっていないんですが、その考え方は何か、お願いいたします。

答（人事） 監査委員さんにつきましては、定期監査だとか例月出納検査、決算審査、こういったものがあるわけでございまして、その際には事前に自宅において資料に目を通されまして、予習なんかされております。このように勤務実態の把握が困難であることから、今回の日額制への見直しの対象外にさせていただいております。総括質疑でも答弁させていただいたかも知れませんが、今年4月の大阪高裁の判決におきましても、勤務量の認識が困難で日額報酬が相当でない場合は、月額制でも妥当性を欠くとはいえないとっております。こうしたことから対象外とさせていただいたというものでございます。

問（2） 次に、年額または月額制から日額制に変更されることによって、報酬の支払額の増減が出てくると思いますが、その金額がわかればお願いいたします。

答（人事） まず平成19年度から21年度までの3年間の平均会議日数をもとに試算をいたしますと、今回の対象の5執行機関29人と1付属機関の8人の合計37人で月額制では、614万4,000円という数字が出てまいりま  
すけども、これを日額制に移行した場合には422万4,000円と約192  
万円の減額となると、あくまでも試算でございますけども、こういった試算を  
いたしております。この減額にはなるとは、試算はいたしておりますけども、  
今回の提案につきましては経費の節減という観点を持っておりません。あくま  
でも地方自治法の趣旨を尊重するという立場に立ったものであることを御理解  
いただきたい、こういうふうに思います。

問（2） 最後に、この今回の各行政委員の変更することによって、意見を聞  
いてみえるかどうか、お願いいたします。

答（人事） 各行政委員さんの意見ということでございますが、まず選挙管理  
委員会につきましてはこの10月12日に説明をし、御了承をいただいております。  
それから固定資産評価審査委員会は10月の15日と10月の20日、  
それから公平委員会につきましては10月の20日、農業委員会につきましては  
10月の22日、教育委員会につきましては11月18日に説明をさせていただ  
き、御理解をいただいているということでございます。

問（2） 今ちょっと説明で、各委員に説明ということですが、ここの表に載  
っている部分で国民健康保険運営協議会委員というのですか、この方については。

答（人事） 今、執行機関について申し上げましたが、ここの運営協議会さん  
のほうにも御理解いただいております。

問（14） ただいまの発言と重なる部分があると思っておりますけども、一つは、  
監査委員の報酬のあり方で、仕事柄というんですかね、請け負った業務柄、資  
料等を事前に自宅に持ち帰っているという話がありましたけど、これはどうい  
う資料が持ち出されているんですか。中身的な事をちょっと答弁求めたいと思  
います。

答（監査） 監査委員さんが持ち帰る資料ということでございますけれども、  
例月で申し上げれば、会計グループから出される一般会計、特別会計、それぞ



れの前月分の収支にかかわる資料、それから定期監査でいえば、各グループから提出される予算執行状況、歳入歳出一覧表、それに契約金額の一覧表といったものを事前に監査委員さんのほうにお渡ししております。

問（14） そのことで懸念しているのは、例えば、個人情報の漏洩というのはね、さまざま公務に準じた形で庁舎内から外に持ち出される問題についてね、さまざま新聞報道されているような、そういう事例もありますけども、今回監査委員が従来、その自宅に持ち帰って事前に目を通す、その資料なるものの内訳は、個人情報にかかわる情報というのは一切持ち帰ってはいないということまで理解しておっているのかどうか、いかがですか。

答（監査） 個人情報に関するものについてはございません。

問（14） わかりました。それからもう一つは、今回の改正が経費の節約じゃないよと。地方自治法の趣旨をあくまでも尊重すると、それを優先するという提案のようですけども、そうであるならば、従来ね、月額制やあるいは年額制をとっておった、そのこととの整合性というんですかね、今までこういうことが行われてきただけに、その自治法というのは当然現在の年額や月額という、そういう報酬額を設定した時点にあっても、自治法上の規定というのは存在しておったわけですから、これが今回ね、言ってみればより財政支出を効率化していくというところが、ここに来て大変脚光を浴びてきたという中で、裁判ということも行われているわけでありまして、だから社会の一つの新たな大枠の中で対応している、そういう部分は否めないというふうに思いますけども、一つは従来のあり方、それから日額制にすることについて否定するものではありませんけどね、今までのそのあり方については、内部でどういう検討あるいは総括あるいは検証というところをね、一定程度事前に諮っているだろうというふうに思いますけども、それが提案理由の中にも見えてこないし、総括の中も見えてこなかっただけに、一度委員会でそのあたりをまずお聞きをしておきたいなというふうに思います。

答（人事） 今までのあり方ということでございますけども、やはり今回この行政委員さんの報酬のあり方が、一つの裁判所でもって一定の判決が出された。

それに伴って、県レベルがメインでありますけれども、いろんなどころで見直しが進んでいる。こういった社会情勢を契機に高浜市としても、見直しをさせてもらったということでございますが、じゃ今までどうだったかというお話でございますけれども、やはり今まではそこまで私どもも、問題視はしてなかったというのが現実でございます。

問（14） わかりました。それでは今回の社会情勢に合わせてということでの改正だという点では理解はしておきたいというふうに思いますけれども、それで一つは報酬額の日額7,200円とする根拠、もう一つは付属機関の日額5,800円にしたその根拠というんですかね、そのあたりはどういったところに求めてこの改定に及んだのか、この点はいかがですか、

答（人事） まず行政委員の日額7,200円でございますけれども、提案理由でも申し上げておりますけれども、高浜市を除く衣浦4市の固定資産評価審査委員会の報酬というのは日額になっておりますけれども、その平均値とさせていただいたものでございます。これが7,200円だというものでございます。もう1点、類似団体というのが全国に高浜市を含めて、高浜市と同じような類似団体というのが12ありまして、高浜市を除く11市の平均額もほぼ同様の数字になっておるといふものでございます。以上が7,200円の算出根拠でございますけれども、あと5,800円、今回国民健康保険運営協議会の委員さんは5,800円を適用させていただいておりますが、これはいろんな例えば、報酬審の委員だとか、それから総合計画審議会の委員だとか、いろんな市長の付属機関というのがありますけれども、こちらのほうが5,800円になっております。この国保の運協も同じように付属機関という性格上、一緒のものですから、これと同じ5,800円にさせていただいたというものでございます。

問（14） その金額、7,200円にしても5,800円にしても、この中には単純に会議に出席をするという性格だけのものかどうか、総括でも話があったかもしれませんけれども、この会議に臨むに当たってさまざまな準備の段階があるんですね。私たち議員もそういう立場で同等ですけれども、議会に臨むに当たっては条例等の審査、予算等の審査に先立ってね、さまざまな準備をするわけです。それは、議会活動の一環としてそういうことが行われると。住民の

皆さんたちと接触をして、さまざまな声を聞く場面だとかね、あるいは書物を、なければ新たに購入して、研究するということだとかね、さまざまな活動を通して一つの会議という場面に出席をするというところは、有形無形の活動が前段であるわけですね。そういった部類というのが、適切に評価がされて、それでこの金額の中に含まれているのかどうか、この点は7, 200円という持ち合わせる金額の内容について、どういうふうに位置づけておるのか、この点はいかがですか。

答（人事） まず日額7, 200円につきましては、これは会議等の出席1日当たり7, 200円というものでございまして、それ以外に当然委員として委員の任務を遂行するための会議だけじゃなくて、いろんな例えば学校行事への参加だとか、そういったものありますけども、それにつきましては、備考のほうで時間当たり3,600円ということで、設定をさせていただいております。したがって、7, 200円につきましては、会議出席日額という形になります。

問（14） その報酬単価額というのは、単純に会議に出席したその対価というふうに理解をしておきたいというふうに思いますけども、それ以外のものについては、なにがしかの報酬を手当てしているということでしたけども、その前提にあるのはここにも書いてありますけれども、それぞれの執行機関の決定が前提になるよと。決定以外のものについては、これはやはり個人の御負担でということになるわけですね。そのあたりの配慮がね、今回の改定にはやはり不足をしている部分じゃないのかなと。私は一律に、それぞればらけてる金額のものを一律に置き換えると。置き換えた金額そのものも、非常に配慮が不足しておる、そういう中身で改定をされているだけに、このあたりは大変問題が見られるなど。これは今後にも、変な話ですけど、私どもの議会活動についても、いろんところで議会改革の一環で話も出ているわけですね。議員報酬を日額制にするだとかいう話もある中で、こういったところにまで話が波及していく、そういう中身にもなるわけですね。したがって、私どもも慎重にこの点でも反論せんといかんというふうに思っておりますけれども、それでもう一つは先ほどの話と関連をしますけども、一般の委員の方とそれから委員長も含めて一律にくくっちゃうよということですけども、その点でもね、やはり配慮

がないんじゃないのかなと思うんですね。その職責の違いによって、当然のこととして見識を高めるようなそういう活動も必要になりますし、また責任も当然のこととして重くなるということを考えますと、これも一律でくくっちゃうというのはね、非常に私は配慮が欠けているんじゃないのかなというふうに思いますけども、この点ではどんな考え方をお持ちなんでしょうか。

答（人事） 最初に各委員会の委員さん、改正案の前は額がばらけておったけども、これを一律にということに疑義があるというようなお話でございます。確かに、今回5執行機関でございますけども、額は違っておりますが、住民に対する権限というのは当然執行機関によって当然違っておりますし、その住民に対する権限があるからには、その裏には責任というものがありますけれども、そういった権限と責任は各執行機関違うでしょうが、これに差をつけると何を根拠に差をつけるのかという話になるものですから、これは一律が妥当だとは思っております。それから委員長と委員の同額も疑義があるがというお話でございますけれども、これも総括質疑の時に申し上げましたが、今申し上げましたように、この執行機関というのは、外部に対して権限を持ち責任を負うものでありますけれども、権限を持つ、責任を持つというのは、委員会として持つのであって、委員長個人、委員個人で持つものではないと考えております。確かに委員長さんというのは会議の場において、議事の整理ということもありますけれども、その議事の整理が報酬額に反映するまでの差をもたらすようなものがあるかというのと、これはそこまではないんだろかなというふうに思っておりますので、委員長それから委員、同額にさせていただいたというものでございます。

問（14） 役職によって報酬額の違いがあるのはね、考え物だということでしょうけども、だから一律にしたんだということはわからないでもないですけども、そいじゃ今までね、差をつけてもってきた、報酬額に違いをもって支給しておったというのは、やはりそうであるならばずっと長年問題のある支給をしてきたということにもなる話なんでね、それはね、ちょっと慎重に言葉を選んで答弁をしたほうが、私はいんじゃないのかなというふうに思います。今後のこともありますので、一度注意をしておきたいなというふうに思います。本旨に戻しますけども、もう一つの視点はですね、最高裁で上告しているわけ

ですね、この問題。その判決が出る前段でね、高浜市がこの議案の提案をするというのは、最高裁が、流れ的には日額制になるだろうという、そういう見通しは立たないでもないですけども、しかしながら判決がまだ出ていない段階で、この提案をするというのは、もし反対の判決が出た場合にね、一体どういうふうになるんだということにもなるわけですね。だからよその市町もそういった情勢も踏んでですね、方向性は示して、内部で検討をしているだろうというふうに思いますけども、議案として提出されていない状況というのは、そういう背景があるわけですね。当市はそれを一步踏み込んで、提出をしたということにはね、私はそういった観点からも判断すると、拙速じゃないのかなという感じを私、持っているわけですね。したがって、今後のこともありますので、この点でもより慎重な対応が当局としても求められているんじゃないのかなということも申し上げておきたいなというふうに思います。

答（人事） 今の御趣旨は最高裁の判決を待つべきではないか、待っても遅くはないんじゃないかということだと思っておりますけども、私どもは今回のことにつきましては、司法判断を待つというのじゃなくて、各都道府県レベルで日額制への見直しが進められております。したがって、本市においても地方自治法の趣旨を尊重させてもらって、対応させてもらったということでございます。もう1点、実は奈良県の生駒市でも今年の6月に日額制へ改めておりますが、その時の市長のコメントといたしまして、今の上告中だがという話に関連してっていうことですが、生駒市長は裁判は上告中だが、ひっくり返ることはないだろうと、1日も早く違法と疑われる状態を解消するのが行政の責務だと、こんなふうにおっしゃっておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

問（9） 単なるコストダウンではないというお話ですけれども、200万ぐらい、新聞報道でありましたけれども、各委員さんの勤務実態は昨年と単純比較して200万なのか、それとも各委員さんの任期期間をデータベースにしているのか、お仕事をさせていただいて、報酬が低くなるというのはそれはとてもいけないことだと思いますので、そこら辺はどのようなふうに算定されたのかお願いします。

答（人事） この試算の方法でございますけども、平成19年度から21年度

まで、この3年間で平均出席日数が出ますので、それに日額7,200円を乗じまして得たものと、それから従前の年額または報酬額、そのトータル額の差をもって差額を出したということでございます。

(4) 議案第56号 平成22年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

問(9) 予算説明書57ページ、民生費3、1社会福祉費、13子育て支援医療費、20扶助費、子ども医療費についてですけれども、子ども医療費、中学校まで無料化をされるということですが、この中で市民予算事業枠から支出されるということですが、現在どれぐらい持ち出しをしているのかお願いいたします。

答(市民窓口) 市民予算枠の影響ということでございますが、私ども今回子ども医療費の無料の拡大をさせていただいたものが、小学校、中学生の通院にかかる医療費につきまして無料化をさせていただいております。今回、この補正につきまして、市民予算枠の影響はどのようになるかということでございますが、まず当該年度の市民予算枠につきましては、当初予算で見込んだ額をベースといたしまして、当該年度中に仮に子ども医療費が増額となった場合であっても、これにつきましては連動して市民予算枠事業を減額することはせず、あくまでも当初予算ベースで運用していくことを基本的に運用していくことを基本的に考えております。これはなぜかと申し上げますと、子ども医療費の増額に伴って、すでに実施されている、あるいは実施される予定のある市民予算枠事業につきまして、年度の途中で額を削減することは実質的に不可能であること、また市民予算枠については個人市民税の額が確定してからでないと、最終的な額が決まらないという理由によるものでございます。したがって、この考えに基づきまして、今回の扶助費の補正に伴う市民予算枠の影響についてはないというふうに考えております。

(5) 議案第57号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

質 疑 な し

(6) 議案第58号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)

問(9) 予算説明書の18ページですけれども、繰越金の補正額が大きい理由をお願いします。

答(上下水道) この繰越金でございますけれども、平成21年度の決算額によるもので、総歳入と総歳出によるその差し引きしたものでございます。

(8) 議案第60号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

質 疑 な し

(9) 議案第61号 平成22年度高浜市水道事業会計補正予算(第2回)

質 疑 な し

(10) 陳情第13号 社会保障の施策拡充についての陳情

意(10) この後期高齢者医療などの充実についてですけど、後期高齢者医療費負担についての市単独での一人暮らしの高齢者などの住民非課税世帯に対し、後期高齢者福祉医療費助成制度の対策として拡大しており、すでに医療費の負担を軽減しているもので、これ以上の負担は財政上無理であろうかと思えます。また子育て支援についてですけど、18歳年度末まで医療費無料費制度の実施について、高浜市ではすでに平成22年1月より中学校卒業年度までの医療費無料制度を拡充しておるわけでございます。また国民健康保険制度の広域化について、事業運営の効率化に加え、負担や給付の平準化が図られるとともに、保険基盤や財政運営の強化につながることから、広域化にしなければ将来的に見て、必要不可欠であるかと考えますので、この陳情に対しては反対する

ものでございます。

意（14） 私は、陳情項目全てにわたって賛同をすることから、本件については賛成をしたいと思います。とりわけ、国保の改善、3番目の陳情項目、2の項目の中の3番目にうたっています、国保の改善、あるいは大きなくくりの3番目の国および愛知県広域連合に以下の趣旨の意見書、要望書を提出してくださいと。中の1番、国に対する意見書要望の中の2番、後期高齢者医療制度を速やかに廃止をし云々というところについては、非常に切実な内容のものがあるというふうに考えます。とりわけ国保の改善については、一つは先ほども話がありましたけれども、国保制度の広域化に反対をしてくださいと。私どもはこの立場に賛成をするわけですがけれども、広域化することによってどういう問題が発生するかというところが非常に大事な視点だというふうに思うんですね。つまり広域化の狙いというのは、国保会計に対する一般会計からの繰り入れをなくしていくよというところが眼目なんですね。そうすると広域化によったその国保会計、それぞれの県レベルでくくられるだろうというふうに計画がされておりますけども、そうしますと当然のこととして医療費の負担がふえる、あるいは負担がふえれば利上げにつながっていくということにもなりますので、要するにサービスを抑制すると、医療を抑制するというその択一化が見られる大変大きな問題にもなりますので、それについてやっぱり反対をしていくべきだろうというふうに思います。それから国保の税額については、私、一般質問でも取り上げましたけれども、愛知県で一番高いのが高浜市ということも明らかになったわけですね。その背景には、さまざまな理由がありますがけれども、国や県からの補助金がばっさりと年々削られてきている。それが大もとにあることも承知してはありますが、同時に一般会計からの繰り入れも大変少ないと、よその町との比較の中では。そういうことを考えますと、当市に即対応できる部分というのは、一般会計からの繰り入れをせめて他市並みに行うということをするればね、他市の水準にまで国保税を当市の場合、引き下げることが可能だということもありますので、市民の命と暮らし、健康を守るためにもこの施策は非常に大事だというふうに思います。それから後期高齢者医療制度の問題ですがけれども、これも発足をしてから2年半くらい経ちますが、今、高齢者の皆さんたちで大変この点では怒りや不安というのがおさまることではない



んですね。一つは、負担が非常に重たいということですね、保険料の。もう一つは、今の政権、民主党が選挙の時に公約した中身で、後期高齢者医療制度というのは廃止をしますよというのがね、反故にされておるといようなことを含めてですね、怒りや不安というのがおさまることがない状況にあります。したがって、そのことから今、政府の内部でですね、新たな保険制度を考えられているようですけども、高齢者の保険というのは現役世代と別会計でやるよという仕組みは、今の後期高齢者医療制度となんら変わらない、その根本を継続しようとしているわけですので、この点でも先ほど言いましたように新たな問題として、負担を増加をしていく、あるいは医療の抑制化というところが、引きずって、この会計の中に見られていく。この矛盾というのは、新たな保険制度も考えられていますけども、解決がされていない中身になっておりますので、やはり根本的な改善が迫られるということであるならば、元の老人保険制度ですね、このところに戻していく、これが確かな改善の方向だというふうに私も考えております。その中身が、今回の陳情の中にもうたわれておりますので、賛成をしていきたいというふうに思います。

意（18） かなり膨大な量の内容の中身になっておりますけれども、こういったことを全てあれもこれもと実現するには、財源の確保が難しいのではないかと思いますし、既に実施済みの内容のものもあります。また後期高齢者制度に対して、反対の立場をとっておりませんし、また限られた財源で最高の効果を上げるためにも、優先順位をつけて高浜市は実施をされていると思いますので、この陳情には反対をさせていただきます。

意（16） この陳情には反対の立場でございます。なぜかと言いますと、3番目の国に対する意見書とか要望書とかいろいろ書いてありますけれども、その中にですね、旧社会保険庁の職員の免職等を撤回してくれといようなことも書いてありますので、やはり悪いことは悪いと。だからこういう文言が書いてあっては、とても賛成するわけにはいきませんし、それと4番目のところに消費税の引き上げは行わないでくださいということもありますので、私はいろんなものを考えると、先ほどお話が小野田さんから出ておりましたけど、財源のことを考えると、消費税は将来的には上げていかざるをえんというふうに思っておりますので、この消費税の引き上げは行わないでくださいということが、

最大の反対理由でございます。

(1 1) 陳情第16号 商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充についての陳情

意(2) この中に入ってます、官公需発注における商工会の会員を優先した事業機会の確保では、商工会としては趣旨は理解はできますが、公的事業の発注であることから、商工会以外の方もおみえになりますので、公平性から考えると賛成しかね、今回の採択においては趣旨採択を取り入れていただきたいと思えます。また地域全体の商業者における地域貢献を推進するための条例制定では、大型店が地域全体に与える影響は大きいことは理解できますが、企業としては企業理念として、企業自身も地域の一員であることを求められることは十分承知しているところではありまして、消費ニーズにこたえられない企業は続かない、ちょっと言い方はあれなんですけど、地域貢献が商工会への加入を促すための基本条例の制定はいかがなものかと考え、趣旨採択でお願いしたいと思えます。

意(9) 高浜市との協力関係からも言っても、商工会の振興というのは、商工会のほうの窓口になっているわけですから、ぜひここは商工の発展のためにこの陳情に賛成いたします。

意(18) 商工会の皆さんにおかれましては、高浜市のさまざまな事業に関しまして、いろいろ御支援をしてくださっておりますことには、感謝を申し上げます。また、商工会が衰退しないように支援をしていく必要性は感じております。しかしながら、この中身を一つずつ見ていきますと、この条例の制定のことがありますし、この3番におきましては、とりわけ商工会員を優先した受注機会の確保、拡大、特段の配慮を要望するとか、そういった文言が入っておりますことから、この陳情に関しましては、趣旨採択を入れていただきたいと思えます。

意(16) 私も趣旨採択でお願いいたします。

意(14) 私も趣旨採択としたいと思えます。理由については、先ほどお二方から発言があります、3番目の項目ですね、官公需発注における商工会員

を優先した事業機会の確保というところが全面的に賛同できる内容ではありません。中小企業の皆さんたちが厳しい経済環境におかれているというのは、十分承知しておりますけども、しかしながら、この中身をみますと商工会員を優先した受注機会云々というところはですね、やはり問題がある陳情だというふうに思いますので、趣旨採択にしたいと思います。

(12) 陳情第17号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

意(2) この陳情第17号については、趣旨採択でお願いいたします。市の当局の事務用品とか公共事業等の発注におけるですね、商工会員活用のお願いつきましてですね、従来提出されている内容とは思いますが、公共事業の発注及び物品購入等の商工会員を優先する要望につきましては、会員以外の業者との公平性を欠くものと考えます。しかしですね、全体的には高浜市商工会が地域の活性化に向けた事業展開等の趣旨は理解するところでありまして、趣旨採択を取り入れていただきたいと思ひます。

意(18) 商工会がこれ以上衰退することのないように、市が一定の支援をしていくことは重要なことだと思っております。しかしながら、7番にやはり先ほどと同じように商工会員を優先した受注確保拡大等に特段の御配慮をお願いいたします、この文言が入っておりますので趣旨採択でお願いしたいと思ひます。

意(9) 特に1番の辺なんですけど、人件費の問題なんですけども、商工会になぜ行くかという、そこら辺なんですけど、算定根拠となる人件費に対する費用対効果とか、主な経費の内容とか、それにかかる費用額とか、そういったものをしっかり今度陳情に支援活動をされる陳情の場合には、挙げていただきたいということもお願いというか、ヒアリングにいきました。それと11名の3番の創業サポートですか、新しいビジネスに挑戦する方の、経過措置とかも継続拡充に対してどういう支援をしたら、高浜市がいいかということもはっきりやっていただきたいと思ひますので、この支援活動の陳情については賛成いたします。

意（１６） 私は趣旨採択でお願いしたいと思います。

意（１４） 私も趣旨採択にしたいと思います。理由につきましては、先ほども話がありましたけども、７番目の項目で商工会の優先発注に特化をするというところが全面的に賛同ができないということです。業者の皆さんたち、企業の皆さんたちが大変厳しい経営を余儀なくされている点では理解をしているのであります。

（１３）陳情第１８号 高浜市商工会加入を支援する条例等の制定促進についての陳情

意（２） この陳情第１８号についても趣旨採択でお願いいたします。高浜市ですね、商工会加入を促進する条例制定ではですね、企業が自らも地域の一人であることを十分承知しているところであります。企業の地域貢献にはですね、例えば地域雇用の確保を初め、地域防災、それから防犯等に貢献していただきたいところでありまして、地域貢献はですね、商工会への加入を促すための基本条例の制定はいかななものかと考え、趣旨採択でお願いしたいと思います。

意（９） 昨年もこれに似たような陳情がありまして、今、昨年半田で商工振興条例というものも昨年条例化されました。やはり、頑張っている商工会を応援するというところで、商店を頑張るという趣旨で商工会というものを結成されているので、積極的に地元の商工を育てるということで、この陳情に賛成いたします。

意（１８） 年々、商工会の加入率が減少傾向にあるということは、理解をいたしております。そしてこういった条例を制定していただきたいという思いも伝わってはきますけれども、果たしてこの条例を制定して加入率が増大していくかどうかということは、調査研究段階にあると思いますし、今現時点では、この陳情には、趣旨採択とさせていただきたいと思います。

意（１６） 趣旨採択でお願いします。

意（１４） 本件については、反対といたします。理由につきましては、商工

会の加入を条例でもって促進するというのがですね、いかがなものかなということですね。商工会そのものは、加入されている会員の皆さんたちですね、加入を自主的にやっぴりなされる性格のものでありますので、それを条例で加入促進を縛っていくというのはやはりいかがなものかなということですね。この点も先ほどの問題と関連しますけども、特化をしていく、あるいは商工会以外にもですね、こういう加入促進の条例ができますと、いろんなところに団体がある中で、そういったところにも波及をしかねない問題も包含をされますので、私はあくまでも自主的な組織であるならば、自主的な活動の一環としてですね、加入促進を図るべきが本位であろうというふうに思っておることから反対したいと思います。

#### (14) 陳情第19号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情

意(5) 第19号、これもですね、私は趣旨採択でお願いしたいと思います。今現在ですね、屋根工事の奨励ですとか、住宅の耐震ですとか、高齢者の方ですね、居住に対する住宅の改造等にはですね、補助、助成というのですか、行っている段階だと思えます。しかしながらですね、これを一つ一つ考えてみますと、三州瓦の地場産業の育成とか、あるいは住宅の耐震の改修というのは、やはりそれぞれそこに住む上において本当に必要なことでもありますし、障がい者の方もやっぱり居住に当たってですね、障がいがあるものをですね、リフォームするのに助成をしていただく、非常にいいことだと思いますけども、ただし、こういう政策的に沿ったリフォームに対してはですね、市のほうは助成をしているわけですけども、今回の陳情書を見ますとですね、公共下水道に伴う工事にも使えるとか、この際息子の夫婦と一緒に住めるようにするとか、クロスを張り替えるとかですね、本当にちょっと私的なですね、資力というんですか、ものにもですね、こういう公的な税をですね、リフォームに使うというのは、いかがなものかと思えます。ただ、その趣旨はですね、地域経済の活性化を図るという意味ではですね、賛同する部分もあるものですから、この陳情につきましてはですね、趣旨採択でお願いしたいと思います。

意（９） この陳情書の中で蒲郡の例が書かれてあるので調査いたしましたけれども、そこで意見書の中に一般財源の確保の見込み額というのをお聞きしたんですけれども、短期間で終了して雇用改善は難しかったと。それに伴う、一般財源の確保もほとんど発生していないということで、やはり戻りますけれども、財源確保がしっかりしていないし、これはまだ助成制度というのは来年度の予算付けにもし陳情通ったら、そういうふうな方向で行くのかどうかわかりませんが、まず、その財源確保というところで、とても、その財源充当しても、予想を超える波及効果が検証されているとはちょっと思えないので、いいことだとは思いますが、趣旨採択をお願いします。

意（１８） リーマンショック以来、中小零細企業の皆さんがかなり苦しんでみえるということは理解しておりますし、この内容を見ますとすばらしい事業だなというふうに感じてしまうわけですが、また活性化をしていくことに関しましては、一定の理解を示せるわけでございます。しかしながら、高浜市は、市独自のサービス、介護保険の関連ですが、横だしサービスとして、介護用品等支給及び高齢者等に対する住宅改修給付、居宅介護等支援給付、これを実施しております、大変好評でございます。また、瓦屋根の奨励ですとか水洗便所の改修とか補助を出しております。こういったことを実施、現在しておりますので、この陳情に関しましては、趣旨採択をお願いしたいと思います。

意（１６） 私も趣旨採択ということでお願いしたいと思いますけれども、今言われたようにですね、既に各種の補助制度等を設けておりますので、これで充当していけば、とりあえずは大丈夫だと思いますので、趣旨採択をお願いします。

意（１４） 本件については賛同できますので、賛成をしたいと思います。とりわけ、この種の事業というのは全国的に今、１７５箇所の自治体で事業が図られると。いずれも大変好評であると聞き及んでおります。とりわけ、今、景気が大変低迷している中にあるだけにですね、その景気を景気対策の一環という位置づけで図られているわけですね。それに大いに寄与しているということ

です。地域の経済の活性化にもつながるし、あるいは、新たな雇用の確保というところにもなっておるというところも聞き及んでおりますので、大変優れた制度としても私どもも注目をいたしております。そういう観点から、本件には賛成をしたいと思います。

(15) 陳情第20号 住宅リフォーム助成制度を求める陳情

意(16) この20号についてはですね、基本的に陳情者の代表が内藤泰彦さんになっておりますので、先回、政治倫理条例の関係資料をいただいた中で、本人イコール配偶者は、政治倫理条例からみるとですね、ふさわしくないと。このことで残念ながら、これは門前払いにしたほうが良いと思いますので反対します。

意(5) 私も今の神谷委員と同じくですね、そもそも論が少し違っているのかなと思っております。この内藤さん、多分、内藤とし子さんの御主人かと思えますけども、そういったことから見ますとですね、不適切な提出の仕方ではないかと思っております。あるいは、議員の申し合わせ事項の中にもですね、原則は本人ということでありますので、こういう諸団体の場合ですと、やはり長が持ってこられなければ、それに準じる方が持ってみえるということが私は原則だと思いますので、その面からすると奥様が持ってみえるというのは、不適切な提出の仕方だと思いますので、私も出ておりますので審議しますが、審議拒否でもいいのかなという感じは持っております。もちろん反対です。

意(18) 地方自治法第92条の2、そして政治倫理条例3条の2、4条。これに違反する疑いが大でありますので、反対でございます。

意(14) 私は陳情19号の内容と同等にですね、同様に本件については、陳情項目に賛同するものでありまして、賛成をしたいと思います。理由につきましては、先ほども言いましたように、景気対策に大変大きな条例寄与するものというところからであります。で、先ほどちょっと話が、お二方からでましたけども、本件が当市の政治倫理条例に関わって問題があるというお話がありましたけども、私はそのようには考えておりません。今回は制度そのものをつくることの要請でありまして、政治倫理条例というのは、3条の2項、先ほど

3人の方が指摘をされたと思いますけども、3条の2項については、条例の案文はこういうふうに書いてあるんですね。「議員が役員をし、若しくは実質的に経営に加わっている企業又は議員、配偶者若しくは同居の2親等以内の親族が経営する企業は、市が行う請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならない。」この契約上でこの本件が連動しておるということではないわけですね。契約は、市で行うことは、本件とは別の次元の問題でありますので、ゆえに現職の議員が関わると、あるいは家族が関わるといっても、例えば具体的に市が契約の発注の際にはですね、辞退をすればですね、何ら問題のないことですので、要するに請負契約上の問題と本制度を制度化するという問題は、全然性格を異にするという解釈に立つべきだろうと、私はそのように思います。

意（9） ちょっとびっくりしておりますけども、先ほど言われましたよね、特化するとか、特別視するとかっていう御意見をおっしゃったかと思います。16番議員がおっしゃったかと思います。これ、議員が持ってきて議員の身内の方が出した陳情、これが通れば、私みたいに一般の主婦でしょうか、一般の人は、ちょっとこれは絶対何かあるんじゃないかとか疑われるというか。議員としての資質とか、政治倫理というのを確か前に皆さんで一緒につくったと思うんですけども、やはりそのところで誤解を招くようなことは、いくら法令上にこれは関係ない、そちらの話です、あちらの話ですという関係ないということかもしれませんが、ちょっと誤解を招く陳情の仕方ではないかなと思いました。だから、反対というか、私は内容を知りませんでしたので、内容について、絶大な波及効果はこれだけでは難しいなと思って、趣旨採択かなと思ったんですけども、それを考えてみると反対をさせていただきます。ちょっと政治倫理的に皆さんから、誤解を招く陳情ではないかなと思います。

意（14） 今の発言との絡み、先ほどの議員も先ほど話ができましたけども、代表者の配偶者の方がこの陳情を持ってきたということについては、私、ちょっと事実関係は承知しておりませんが、しかしながら、結果としてね、結果としてね、結果として事務局がこれを受け付けているわけですよ。正式に。そして議題にかかっているということですので、その点は、提出の仕方が問題があったならば、事前にね、議会運営全体にかかわる問題にもなりますのでし



かるべきところでやっぱりそれをきちっと討議をしておくべきだというふうに思うんですね。したがって、この場に及んでは、正式の議案としてね、陳情という形で提出をされているんだから、提出の問題でね、やにをつけるんだったら、私は筋違いだというふうに思うんですね。したがって、これは真摯に受け止めて慎重に審査をすべきだと。門前払いという話もありましたけども、私は言語道断だというふうに思うんですね。

意（16） この問題は、後ほど自由討議でやるんじゃないんですか、だから今、14番の井端さんが言われたことは、自由討議のときに発言すべき内容だと思いますので、あとは受け付けずにですね、自由討議の時間でやっていただきたいと思います。

休憩 午前 11時16分

再開 午後 1時35分

#### 《採 決》

- (1) 議案第51号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (2) 議案第52号 高浜市職員の勸奨退職者に対する退職手当の特例に関する条例の廃止について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第53号 高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第56号 平成22年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

挙手全員により原案可決

(5) 議案第57号 平成22年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2回)

挙手全員により原案可決

(6) 議案第58号 平成22年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第  
2回)

挙手全員により原案可決

(8) 議案第60号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第  
2回)

挙手全員により原案可決

(9) 議案第61号 平成22年度高浜市水道事業会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(10) 陳情第13号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(11) 陳情第16号 商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制  
の拡充についての陳情

挙手多数により趣旨採択

(12) 陳情第17号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

挙手多数により趣旨採択

(13) 陳情第18号 高浜市商工会加入を支援する条例等の制定促進についての陳情

挙手多数により趣旨採択

(14) 陳情第19号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(15) 陳情第20号 住宅リフォーム助成制度を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午後 1時41分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長